

山知福 第 117 号
平成30年12月5日

会員施設・事業所

施設長・管理者・職員 各位

一般財団法人 山口県知的障害者福祉協会
会 長 古 川 英 希

あとを絶たない障害者福祉施設・事業所の職員等による利用者虐待の
防止、根絶への取組の徹底を

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

先般、山口県健康福祉部障害者支援課長から「障害者福祉施設等従事者による経済的虐待の防止について」（平30障害者支援課第949号 平成30年(2018年)11月26日付）が発出され、県内の関係施設・事業所にメールにて届けられました。すでに皆様、ご確認いただいたことと思います。

その内容は私たちにとってまことに残念なものであり、支援現場における、私たちの利用者虐待防止の取組がまだまだ不十分で、不徹底であることを思い知らされるとともに、問題の根深さを痛感させられるものです。

発出文書によりますと、県内の障害者支援施設や共同生活援助事業所において、職員が利用者からの預かり金を私的流用する等の経済的虐待事案が続けて発生しているとのことです。職員が自分の置かれた環境や役割を利用して、利用者の目を欺き、事実を隠ぺいしようとしたことは、障害者を心の裏側で差別し、そこに偏見を持つ意識を隠し、福祉を隠れ蓑にして、利用者である障害者をもてあそび、その人権を侵害したものであり、断じて許されることではありません。

よって、各施設・事業所においては、今一度、職員一人ひとりに経済的虐待だけでなく、利用者に対するあらゆる虐待の防止、根絶への自覚と取組みを徹底していただきたいと思えます。

また、ご承知いただいていると思いますが、施設・事業所等において職員等による利用者虐待があったと思われる場合は、当該施設・事業所は市町村に速やかに通報する義務があります。併せて、山口県知的障害者福祉協会に所定の様式により報告する事を求めています。この二点についても各施設・事業所の適切な対応をよろしく願います。

私たちは、このたびの発出文書で知らされた現実を前にして、手をこまねいてはおられないのです。自分たちの施設・事業所でも利用者虐待はあるかもしれないと

考えて、法人、施設・事業所、施設長・管理者、そして職員が、自分たちのこれまでの利用者虐待防止の取組状況について組織を挙げて見直すことが今、必要と思います。

障害者支援の現場を支える私たち一人ひとりこそが、利用者虐待防止への思いを新たに、利用者虐待防止に向けて己の意識を変えなければ、利用者虐待はなくならないのです。

どうか各施設・事業所において、職員等による利用者虐待防止、根絶へのより一層の取組の徹底をお願いします。

* なお、以上のことについて、以下に示した「手引き」を再度ご確認ください
より一層の利用者虐待防止、根絶への取組の徹底をお願いします。

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
平成 30 年 6 月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室